

報道機関 各位

令和8年3月24日(火) 発信
人事行政課

職員の処分について

令和8年3月24日付けで、本市職員に対する懲戒処分を行いましたのでお知らせいたします。

1 処分内容等

療養休暇中における信用失墜行為に対する処分について	
処分の程度	懲戒処分として停職1月
処分日	令和8年3月24日
処分権者	龍ヶ崎市長
被処分者	市民経済部 商工観光課 主事(20代男性)
処分に至った事案の概要	当該職員は、令和7年12月に3ヶ月間の安静加療を要するとの医師の診断を受け、療養休暇を取得しました。 復職に向け療養に専念し、疾病の回復に努める必要があるにもかかわらず、当該職員の顔を写した趣味の動画を制作し、動画配信サイトへ定期的な投稿を行い、不特定多数の者に発信しました。療養を要する期間の不適切な行為として、地方公務員法に定める信用失墜行為の禁止に違反することから処分に至りました。
備考	当該職員からは退職届が提出され、令和8年3月31日付で退職(依願退職)となります。

2 市長コメント

先月、療養休暇中の職員の不祥事を公表したところ、本件に関しても情報提供がありました。度重なる不祥事が発生したことに対し、市民の皆様及び関係者の皆様へ深くお詫び申し上げます。これらの事案を重く受け止め、療養休暇中の職員の状況把握及び指導はもとより、職員教育を一層強化し、職員一丸となって信頼回復に努めてまいります。

龍ヶ崎市長 萩原 勇

本件に関する問い合わせ先

龍ヶ崎市 総務部 人事行政課 担当:藤平、宮崎(ふじひら、みやぎき)
連絡先:0297-60-1512(直通)